第7期協議会及び部会における協議内容等について

【協議会】

1 協議会会期

令和3年4月26日から令和6年3月31日まで

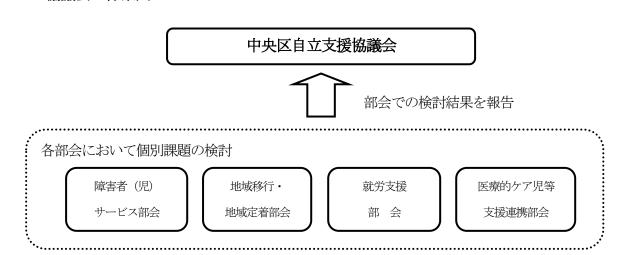
2 協議会委員の構成

- (1) 学識経験を有する者 2人
- (2) 医療関係団体 3人
- (3)福祉関係団体 3人
- (4) 民生委員 3人
- (5) 障害者福祉関係機関 4人
- (6) 区職員 3人

3 主な協議内容

- (1) 関係機関等の相互の連絡・連携に関すること。
- (2) 地域における障害者等の相談・支援に関する課題の情報共有と対応に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた支援体制の整備及び社会資源の充実・開発に関すること。
- (4) 中央区障害者計画等に関すること。
- (5) その他

4 協議会の体系図



【部会】

1 部会会期

令和3年6月上旬から令和6年3月31日まで ※会期の始期は、部会によって異なります。

2 常設部会の名称及び協議内容

中央区自立支援協議会の設置に関する要綱第7条第1項第1号から第3号において 定めている3つの常設部会を設置する。

- (1) 障害者(児) サービス部会
 - ●障害のある方の地域での生活を支援するためのサービス及び支援体制について
- (2) 地域移行・地域定着部会
 - ●障害のある方の地域移行・地域定着と体制づくり、精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム及び地域生活支援拠点について

◇開催予定時間 18:00~20:00

- (3) 就労支援部会
 - ●障害者就労の推進について

3 特別部会の設置について

中央区自立支援協議会の設置に関する要綱第7条第1項第4号の規定に基づき、特別 部会を設置する。

- (1) 部会の名称及び協議内容医療的ケア児等支援連携部会
 - ●医療的ケア児の支援について

(2) 設置目的

国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針では、令和5年度末までに、 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設 置が定められています。本区では、第6期自立支援協議会において、協議の場を「医 療的ケア児等支援連携部会」として設置しました。

第7期においても、引き続き当部会を設置し、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、関係機関の共通理解に基づき協働する支援体制を構築していくことを目指します。

なお、令和3年3月策定の「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第 2期中央区障害児福祉計画」において、成果目標として当部会を設置することを掲 げています。